



動物用医薬品

合成抗菌剤

水産用ダイメトン®散

Daimeton® Powder for Fishes

スルファモノメトキシンは、我が国だけでなく広く海外でも使用されているサルファ剤で、本剤はこのスルファモノメトキシンを水産用として投与しやすくした粉末10%散剤です。

〔成分・分量〕

水産用ダイメトン散は、100g中にスルファモノメトキシン水和物10gを含有する。

〔効能・効果〕

スルファモノメトキシン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下。

すずき目魚類	：ピブリオ病，ノカルジア症
うなぎ目魚類	：ひれ赤病
淡水中で飼育するにしん目魚類	：ピブリオ病，せっそう病

〔用法・用量〕

魚体重1kg当たり1日量スルファモノメトキシンとして下記の量を飼料に均一に混ぜて経口投与する。

すずき目魚類（ピブリオ病の場合）	：100～200mg（本剤として 1～2g）
すずき目魚類（ノカルジア症の場合）	：25～50mg（本剤として0.25～0.5g）
うなぎ目魚類	：150～200mg（本剤として 1.5～2g）
あゆを除く淡水中で飼育するにしん目魚類	：100～150mg（本剤として 1～1.5g）
あゆ	：100mg（本剤として 1g）

〔使用上の注意〕

【一般的注意】

- (1) 本品は、すずき目魚類のピブリオ病及びピブリオ病、にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。）のピブリオ病及びせっそう病、うなぎ目魚類のひれ赤病を治療するために使用し、すずき目魚類、にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。）若しくはうなぎ目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
- (2) 本品は、適切な量で使用しないと期待される治療効果が得られず、これを超えて使用した場合には、思わぬ副作用が発生するおそれがあることから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- (3) 本品は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。また、治療の効果の有無にかかわらず、8日間以上の連続投与は避け、繰り返し使用しないこと。
- (4) 本品は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。
- (5) 本品を放流用のあゆに使用する場合には、放流河川の鮎釣り解禁前15日間（使用禁止期間）は使用しないこと。放流河川の鮎釣り解禁後に放流する場合には本品使用後15日間は放流しないこと。
- (6) 本品は指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用する。

【使用者に対する注意】

- (1) 誤って本品を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- (3) 本品は動物用医薬品であるため、人体用に使用しないこと。

【魚 対 する 注 意】

1. 制限事項

- (1) 本品を体重100gを超えるうなぎ目魚類に使用した場合は、食用に供するために水揚げする30日間は、飼育水の交換率が1日平均で40%以上の条件におくこと。この条件におくことができない場合には、体重100g以下のうなぎ目魚類に限って本品を使用すること。

2. 副作用

本剤は定められた用量であっても副作用が出るおそれがあるので下記の点につき留意すること。

- (1) 本品の投与によって魚に体色変化や摂餌欲の減退が生じる可能性がある。
- (2) 本品の投与によって魚に肝臓及び腎臓等の障害を起こす可能性がある。
- (3) 摂餌行動が顕著に不活発になった場合は投与を中止すること。
- (4) 投薬と他のストレスが重なった場合には死亡が起こる可能性があるため、投薬中、及び投薬後少なくとも6日間は移動など魚の取扱いを極力避け、魚にストレスを与えないようにすること。
- (5) 台風や赤潮等の被害を回避するために魚の移動をしなければならない場合は投薬を避けること。
- (6) 定められた用量であっても摂餌の偏りから過剰投与になるおそれがあるので、均一に混合された飼料を給餌し、一回当たりの給餌が長時間に亘らないようにすること。

【取 扱 い 上 の 注 意】

- (1) 本品は、よく振り混ぜてから使用すること。
- (2) 使用済みの空容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
- (3) 本品を数回に分けて使用する場合には、すみやかに使用すること。
- (4) 本品の色に異状が認められた場合には使用しないこと。
- (5) 本品を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。

【保 管 上 の 注 意】

- (1) 本品は、小児の手の届かないところに保管すること。
- (2) 本品は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、すずき目魚類・うなぎ目魚類・にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）・あゆについて上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

すずき目魚類：食用に供するために水揚げする前15日間

うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの）：食用に供するために水揚げする前30日間
にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）：食用に供するために水揚げする前30日間

あゆ：食用に供するために水揚げする前15日間

有効期間：3年（使用の期限は外装に記載）

〔 包 装 〕

水産用ダイメトン散

10kg（1kg×10分包）

製造販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社

東京都中央区京橋 2-4-16

製造元



第一ファインケミカル株式会社

富山県高岡市長慶寺530番地

(2011年2月改訂)

697-B0